

【添付図書一覧】

行 為	図 書	明示すべき事項
建築物の建築等又は 工作物の建設等	付近見取図 (1/2500以上)	・ 方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物の敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	・ 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 ・ 建築物（工作物）の位置、行為の対象となる建築物（工作物）と他の建築物（工作物）との別 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員 ・ 自動車駐車場、自転車等駐車場及び受水槽等の設備の位置 ・ 擁壁、垣、さく、廃棄物を収集する施設等の位置及び長さ ・ 植栽樹木等の位置、樹種、樹高及び本数
	2面以上の立面図 (1/50以上)	・ 縮尺、開口部の位置、構造、主要部分の材料の種別、外壁等の仕上げの方法及び色彩
	平面図 (1/50以上)	・ 方位、間取り及び用途（住戸内の間取りは不要とする。）
	現況写真（2方向以上）	・ 行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	景観形成基準確認書	
	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	・ 建築物又は工作物の概要
	その他市長が必要と認める図書	
木竹の植栽又は伐採	付近見取図 (1/2500以上)	・ 方位、道路、目標となる地物及び行為の対象となる建築物の敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	・ 縮尺、方位、敷地の形状及び寸法並びに敷地境界線 ・ 植栽又は伐採する樹木の位置、樹種、樹高及び本数 ・ 敷地に接する道路の位置及び幅員
	現況写真（2方向以上）	・ 行為の場所及び周辺の状況を表すもの（カラー）
	景観形成基準確認書	
	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	・ 木竹の概要
	その他市長が必要と認める図書	
特定照明	付近見取図 (1/2500以上)	・ 方位、道路、目標となる地物及び特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の敷地の位置
	配置図 (1/100以上)	・ 特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の位置 ・ 特定照明の位置及び個数
	立面図 (1/50以上)	・ 特定照明の対象となる建築物、工作物又は木竹の照明される部分
	現況写真（2方向以上）	・ 行為の場所及び周辺の状況を表すもの
	景観形成基準確認書	
	建築物等の概要書 (別記第4号様式)	・ 特定照明の概要
	その他市長が必要と認める図書	

●事前協議・届出に必要な図書に関する注意事項

浦安市景観条例に基づく事前協議・届出に必要な図書には、建築確認申請や宅地開発条例等に基づく申請の際に提出する図面に明示する事項以外に、独自の明示事項が必要となります。その明示する事項のうち、代表的なものとその根拠となる景観形成規準を以下に記しますので、記載漏れがないようにしてください。

項目	根拠となる景観形成基準例	明示する事項
敷地利用	<p>緑化</p> <p>□ シンボルツリーのような既存樹木や生け垣などは極力保全する。やむをえず伐採する場合は、これに代わるような植栽などを行う。</p> <p>□ 通りに面する部分では、生け垣、植栽、花壇などを施し、うるおいや四季の彩りを感じる工夫を行う。</p> <p>□ 水辺に面する敷地では、水辺に向けて、生け垣、中高木を配置するなど緑化に努める。</p> <p>□ 緑地のしつらえは、周辺景観との調和に配慮する。</p>	<p>・ 植栽の位置・樹種・樹高・本数(配置図)</p>
	<p>修景</p> <p>□ 駐車場(自転車を含む)は、舗装や垣・さくなどを工夫して、うるおいのあるスペースとなるよう努める。</p>	<p>・ 外構舗装の範囲・色彩(マンセル値)・素材(立面図)</p>
	<p>垣・さく</p> <p>□ 通り沿いや水辺沿いの垣・さくの構造は、生け垣、板塀などうるおいや風格のあるものを基本とし、ブロック塀、ネットフェンス、アルミフェンスは極力避ける。</p>	<p>・ 新設フェンスを設置する場合の位置・色彩(マンセル値)・素材(配置図)</p>
建築物・工作物の形態意匠	<p>修景</p> <p>□ 立体駐車場(機械式を含む)を設置した場合、通りや水辺沿いからの見え方に配慮し、緑化による修景などの工夫を行う。</p>	<p>・ 駐輪場にラック・屋根等を設置する場合の詳細(立面図・平面図及びカタログ等)</p>
	<p>修景</p> <p>□ エアコンの室外機などの設備機器は、通りや水辺沿いからの見え方に配慮し、設置場所を工夫するか、囲いなどにより目立たないよう工夫を行う。</p>	<p>・ 設備機器(エアコンの室外機、給湯器、キュービクル、メーター類等)の位置・規模(大きさ、高さ等)・色彩(立面図・平面図)</p>
	<p>色素彩材</p> <p>□ 建築物や工作物の色彩は、高彩度色(原色)などの使用を避け、周辺との調和に配慮されたものとし、欄外の色彩基準の範囲内とする。※景観計画巻末の参考資料(色彩基準の考え方)を参照のこと。</p> <p>□ 建築物や工作物の素材は、光沢や反射性のある素材などの使用は極力避け、周辺の景観との調和に配慮されたものとする。</p>	<p>・ 外壁等の色彩(マンセル値)・素材(立面図)</p>

※様式及び景観形成基準確認書は浦安市電子申請(様式ダウンロード)からダウンロード可能です。(様式は、浦安市景観条例等施行規則に、景観形成基準は浦安市景観計画に掲載されております。)

※①事前協議・届出が必要な場合⇒事前協議書の提出(事前協議書1部+添付書類各3部ずつ)、協定締結後に届出書の提出(届出書2部) ②届出のみ必要な場合⇒届出書の提出(届出書+添付書類各2部ずつ)

※色彩はすべてマンセル値にて明示してください。

※明示する事項が未定の場合は、決まり次第差し替え図面に明示し、提出をしてください。なお、協定締結後の変更については、変更協議書の提出が必要となります。